# 出雲市子ども・子育て支援事業計画策定について

#### 1. 策定の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、国の基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」)を定める必要があります。

### 2. 事業計画記載事項(子ども・子育て支援法第61条)

#### <必須記載事項>

- (1) 教育・保育提供区域の設定(第2項第1号)
  - ・量の見込み、確保方策を設定する単位として区域を設定。
- (2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
  - ・教育・保育提供区域ごとに、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
  - ・設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期」を設定。

# (イメージ)

| 設定区分    |                    | 1 年目(H27) |       |        | 2 年目(H28) |       |       |         |
|---------|--------------------|-----------|-------|--------|-----------|-------|-------|---------|
|         |                    | 3-5 歳     | 3-5 歳 | 0-2 歳  | 3-5 歳     | 3-5 歳 | 0-2 歳 |         |
|         |                    | 学校教育      | 保育の必  | 保育の必   | 学校教育      | 保育の必  | 保育の必  | • • • • |
|         |                    | のみ        | 要性あり  | 要性あり   | のみ        | 要性あり  | 要性あり  |         |
| ①量の見込み  |                    | 300 人     | 200 人 | 200 人  | 300 人     | 200 人 | 200 人 | • • •   |
| ②<br>確保 | 認定こども園・<br>幼稚園・保育所 | 300 人     | 200 人 | 80 人   | 300 人     | 200 人 | 160 人 | •••     |
| の<br>内容 | 地域型保育事業            | _         | _     | 20 人   | _         | _     | 20 人  | •••     |
| 2-1     |                    | 0人        | 0人    | ▲100 人 | 0人        | 0人    | ▲20 人 | • • • • |

- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)
  - ・教育・保育提供区域ごとに、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
  - ・設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定。

#### (イメージ)

| 地域子育て支援拠点事業 | 1 年目(H27)     | 2 年目(H28)     | 3 年目(H29)     | • • •   |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| ①量の見込み      | 3000 人(10 か所) | 3000 人(10 か所) | 3000 人(10 か所) | • • • • |
| ②確保の内容      | 3000 人(10 か所) | 3000 人(10 か所) | 3000 人(10 か所) |         |
| 2-1         | 0             | 0             | 0             | • • • • |

| 放課後児童健全育成事業 | 1 年目(H27)    | 2 年目(H28)    | 3 年目(H29)    |       |
|-------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| ①量の見込み      | 800 人(20 か所) | 800 人(20 か所) | 800 人(20 か所) | • • • |
| ②確保の内容      | 600人(16か所)   | 700 人(18 か所) | 800 人(20 か所) |       |
| 2-1         | ▲200 人(4 か所) | ▲100 人(2 か所) | 0            |       |

■※事業ごとに記載

- (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制 の確保の内容(第2項第3号)
  - ・認定こども園の普及に係る考え方、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進 など

#### <任意記載事項>

- (5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3 項第1号)
- (6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策 との連携(第3項第2号)
  - 児童虐待防止対策の充実
  - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- (7) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

#### 3. 論点と考え方

(1) いきいきこどもプラン施策の事業計画への反映

事業計画の基本的な性格は、幼児期の学校教育・保育等の受給計画ですが、次世代育成対策推進法(26年度までの時限立法)に基づく「いきいきこどもプラン~いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)~」の施策を引き継ぐとの位置づけも可能です。

⇒継承するものとして位置づけたい。その場合、いきいきこどもプラン策定時の調 査項目と照らしてニーズ調査項目の調整が必要となります。

## (2) 子ども・若者ビジョンとの関係

子ども・若者ビジョンは、事業計画と対象年齢が一部重なりますが、根拠法令、趣旨、目的等が異なります。

⇒一本化せず、関連する計画として並立させたい。

|       | 子ども・子育て支援事業計画      | 子ども・若者ビジョン        |  |  |
|-------|--------------------|-------------------|--|--|
|       | (いきいきこどもプランの施策を含む) |                   |  |  |
| 根拠法令  | 子ども・子育て支援法         | 子ども・若者育成支援推進法     |  |  |
| 対象    | 就学前を中心に概ね 18 歳まで   | 乳幼児から30歳代まで       |  |  |
| 主たる目的 | 幼児期の学校教育・保育及び地域子   | 子ども・若者を育成支援するための行 |  |  |
|       | ども・子育て支援事業等に関する計画  | 動指針               |  |  |

### 4. 事業計画に関係する主な法律

(子ども・子育て関連3法)

▽子ども・子育て支援法

▽就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を 改正する法律(認定こども園法の一部改正法)

▽子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律(関係整備法)

- ▼児童福祉法
- ▼学校教育法
- ▼母子保健法
- ▼母子寡婦福祉法
- ▼児童虐待防止法
- ▼発達障害者支援法